

I 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項

1.1 特定原子力施設における主なリスク と今後のリスク低減対策への適合性

特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定）

（以下「措置を講ずべき事項」という。）

I. リスク評価について講ずべき措置

1号炉から4号炉については廃炉に向けたプロセス，燃料デブリの取出し・保管を含む廃止措置の完了までの全体工程，5号炉及び6号炉については冷温停止の維持・継続の全体工程をそれぞれ明確にし，各工程・段階の評価を実施し，特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること，特定原子力施設全体及び各設備のリスク評価を行うに当たっては，敷地外への広域的な環境影響を含めた評価を行い，リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること。

1.1.1 措置を講ずべき事項への適合方針

1号炉から4号炉については廃炉に向けたプロセス，燃料デブリの取出し・保管を含む廃止措置の完了までの全体工程，5号炉及び6号炉については冷温停止の維持・継続の全体工程をそれぞれ明確にし，各工程・段階の評価を実施し，特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図る。特定原子力施設全体及び各設備のリスク評価を行うに当たっては，敷地外への広域的な環境影響を含めた評価を行い，リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであるようにする。

1.1.2 対応方針

○ 1号炉から4号炉の廃炉に向けたプロセスにおけるリスク低減及び最適化

1号炉から4号炉の廃炉に向けたプロセスのうち，燃料デブリの取出し・保管に係る作業では，プルトニウムをはじめとした高レベルの α 線放出核種を積極的に取り扱うことになるため，万一，作業員の内部被ばくが発生した際に迅速に分析評価できる体制を構内に準備しておくことが望ましい。

化学分析棟に α 核種の定量分析を実施できる環境を整備することで，1F構内での迅速なバイオアッセイの実施を可能とし，燃料デブリの取出し・保管作業時のリスクを低減する。なお，バイオアッセイの対象試料は主に尿とし，必要に応じて便の分析も行う。分析対象核種は，プルトニウム238，239，240およびウラン238を想定している。

○ 特定原子力施設全体及び各設備のリスク評価

特定原子力施設全体及び各設備のリスク評価として，敷地外への広域的な環境影響評価を行うに当たり，継続的な環境中トリチウムの測定が不可欠となる。化学分析棟を増床し，低濃度トリチウム分析エリアを設けることで，1F構内の大気中に存在するトリ

チウムが環境試料分析に有意に影響しないよう低減し，環境試料のトリチウム分析における誤検出のリスクを低減する。

Ⅱ 設計，設備について措置を講ずべき 事項

2.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

8. 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理

- 施設内で発生する瓦礫等の放射性固体廃棄物の処理・貯蔵にあたっては，その廃棄物の性状に応じて，適切に処理し，十分な保管容量を確保し，遮へい等の適切な管理を行うことにより，敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

2.8.1 措置を講ずべき事項への適合方針

化学分析棟での核燃料物質の使用に伴い発生する瓦礫等の放射性固体廃棄物の処理・貯蔵にあたっては，その廃棄物の性状に応じて，適切に処理し，十分な保管容量を確保し，遮へい等の適切な管理を行うことにより，敷地周辺の線量を達成出来る限り低減する。

2.8.2 対応方針

- 廃棄物の性状に応じた適切な処理

化学分析棟での核燃料物質の使用に伴い発生する瓦礫等の放射性固体廃棄物については，必要に応じて減容等を行い，その性状により保管形態（可燃物，難燃物，不燃物）を分類して，管理施設外へ漏えいすることのないよう収納箱に一時保管する。一時保管後は構内の固体廃棄物貯蔵庫に払い出す。

- 十分な保管容量の確保

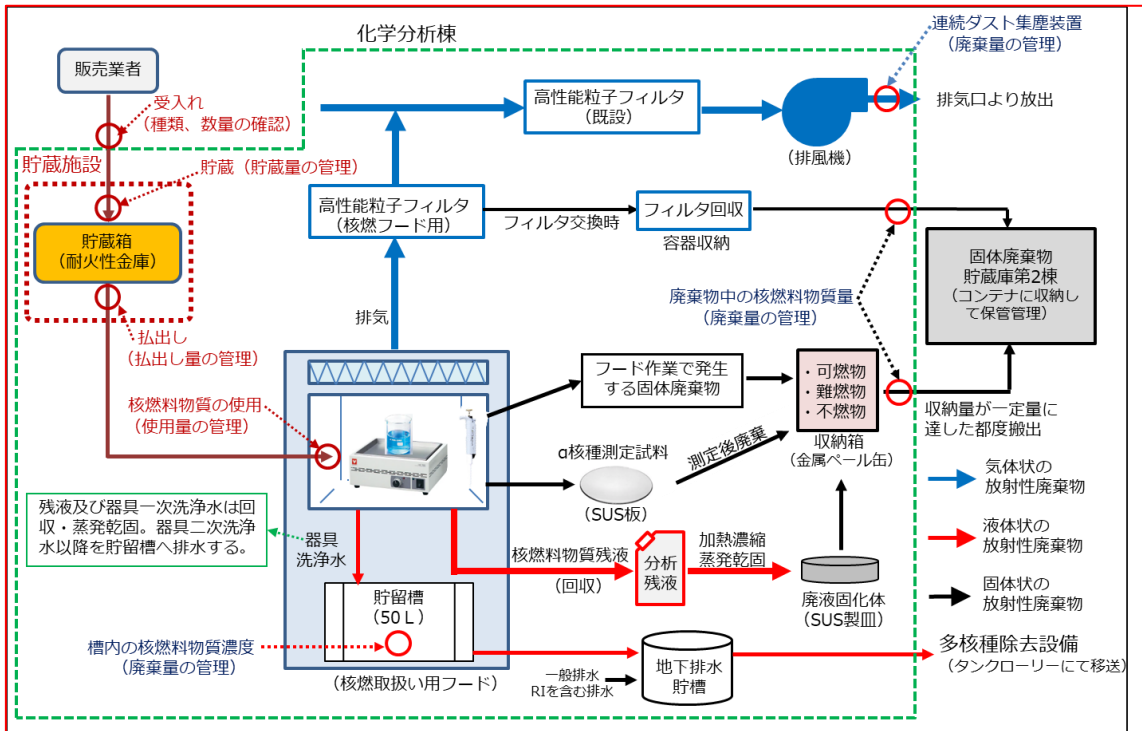
放射性固体廃棄物や事故後に発生した瓦礫等については，これまでの発生実績や今後の作業工程から発生量を想定し，既設の保管場所内での取り回しや追加の保管場所（収納箱）を設置することにより保管容量を確保する。

- 遮蔽等の適切な管理

作業員への被ばく低減や敷地境界線量を低減するために，保管場所の設置位置を考慮し，遮蔽，飛散抑制対策，巡視等の保管管理を実施する。

- 敷地周辺の線量を達成できる限り低減

上記を実施し，継続的に改善することにより，放射性固体廃棄物や事故後に発生した瓦礫等からの敷地周辺の線量を達成できる限り低減する。



核燃料物質の受け入れから固体廃棄物貯蔵庫への払い出しまでの概念図

2.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

9. 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理

○施設内で発生する汚染水等の放射性液体廃棄物の処理・貯蔵にあたっては，その廃棄物の性状に応じて，当該廃棄物の発生量を抑制し，放射性物質濃度低減のための適切な処理，十分な保管容量確保，遮へいや漏えい防止・汚染拡大防止等を行うことにより，敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。また，処理・貯蔵施設は，十分な遮へい能力を有し，漏えい及び汚染拡大し難い構造物により地下水や漏水等によって放射性物質が環境中に放出しないようにすること。

2.9.1 措置を講ずべき事項への適合方針

化学分析棟での核燃料物質の使用で発生する放射性液体廃棄物の処理・貯蔵にあたっては，その廃棄物の性状に応じて，当該廃棄物の発生量を抑制し，放射性物質濃度低減のための適切な処理，十分な保管容量確保，遮へいや漏えい防止・汚染拡大防止等を行うことにより，敷地周辺の線量を達成できる限り低減する。

2.9.2 対応方針

○ 廃棄物の発生量の抑制及び放射性物質濃度低減のための適切な処理

器具の洗浄水等の使用は必要最低限とするとともに，核燃料物質の含有が少ない廃液は，核燃料物質取扱専用フードの下部に設ける貯留槽へ排水し，法令に定められた濃度限度以下であることを確認し，排水する。なお，核燃料物質を含むおそれのある廃液は回収し，加熱濃縮および蒸発乾固後，固体廃棄物として処理する予定。

○ 十分な保管容量確保

核燃料物質を含むおそれのある放射性液体廃棄物については，回収し，加熱濃縮および蒸発乾固後，固体廃棄物として処理する予定であることから，放射性液体廃棄物としての保管は不要である。

○ 遮へいや漏えい防止・汚染拡大防止

機器等には設置環境や内部流体の性状等に応じた適切な材料を使用し，遮へいや漏えい防止を行う。

○ 敷地周辺の線量を達成できる限り低減

上記3項目を実施し，継続的に改善することにより，放射性液体廃棄物等の処理・貯蔵に伴う敷地周辺の線量を達成できる限り低減する。

10 放射性気体廃棄物の処理・管理

措置を講ずべき事項

II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

10. 放射性気体廃棄物の処理・管理

○施設内で発生する放射性気体廃棄物の処理にあたっては，その廃棄物の性状に応じて，当該廃棄物の放出量を抑制し，適切に処理・管理を行うことにより，敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

2.10.1 措置を講ずべき事項への適合方針

化学分析棟での核燃料物質の使用に伴い生じる排気等の放射性気体廃棄物の処理にあたっては，その廃棄物の性状に応じて，当該廃棄物の放出量を抑制し，適切に処理・管理を行うことにより，敷地周辺の線量を達成できる限り低減する。

2.10.2 対応方針

○ 廃棄物の性状に応じた適切な処理

核燃料物質使用時に発生する気体状の放射性物質は，既設排気設備に接続した核燃料物質取扱専用フードに設置した専用の高性能粒子フィルタによって，放射性物質濃度を低減する。

○ 廃棄物の放出量の抑制

既設排気設備に接続した核燃料物質取扱専用フードに設置した専用の高性能粒子フィルタの使用により，放射性物質濃度を低減するとともに，法令に定められた濃度限度以下であることを評価し，建屋外に放出する。また，排気設備に接続された試料採取装置により，定期的に排気を採取し，分析することで，法令に定められた濃度限度以下であることを確認する。

○ 敷地周辺の線量を達成できる限り低減

上記を実施し，継続的に改善することにより，放射性気体廃棄物からの敷地周辺の線量を達成できる限り低減する。

Ⅲ 特定原子力施設の保安のために措置 を講ずべき事項

3.1 特定原子力施設の保安のために措置 を講ずべき事項への適合性

表 1 核燃料物質の予定使用量

	1日最大予定使用量 (Bq)	3月間予定使用量 (Bq)	年間予定使用量 (Bq)
U-232※	4.80E-01	3.36E+00	1.35E+01
U-238	4.40E-02	4.92E-01	1.97E+00
Pu-239	4.00E-02	4.80E-01	1.92E+00
Pu-241	4.00E+00	4.80E+01	1.92E+02
Pu-242	4.80E-01	3.36E+00	1.35E+01

※U-232は核原料物質の扱いであるが、便宜上同表に記載する。

表 2 核燃料物質の種類と数量

核燃料物質の種類	数量 (Bq)	数量 (μ g)
ウラン化合物	7.74E+01	7.91E+02
プルトニウム化合物	1.04E+03	4.65E-01

c. 廃棄物の発生量

化学分析棟より発生する核燃料物質を含む固体廃棄物の年間発生量の概算を表3に示す。払出し時の収納箱は容量 18L の角型金属容器を使用し、固体廃棄物貯蔵庫第2棟内に配備する専用のコンテナに収納する予定である。定常的に発生する固体廃棄物は年間 0.3m³程度であることから、固体廃棄物貯蔵庫の容量を鑑みて十分に保管可能であり、1F全体の廃棄物量に影響を及ぼすものではない。また、不定期に発生する固体廃棄物として核燃料物質専用ドラフトフードに設置する専用の高性能粒子フィルタがあるが、プレフィルタを含め1式あたり約 0.02m³程度と小型のものを採用する。また、フード内での分析操作に伴うダスト発生がほとんど想定されないことから、フィルタの交換頻度は僅少と想定している。したがって、化学分析棟より発生する核燃料物質を含む固体廃棄物の年間発生量は、1F全体の廃棄物量に影響を及ぼすものではない。

表 3 廃棄物発生量の予測

分類	内容物	発生量 (18L 容器)
可燃物	紙類	2 個/年
難燃物	ゴム手袋	10 個/年
	プラスチック類	3 個/年
不燃物	金属 (電着板, SUS 製皿)	1 個/年
	ガラス類	1 個/年

(2) 化学分析棟の整備

使用許可を取得するにあたり、同法第五十三条（許可の基準）※¹を満足するため、「使用施設等の位置，構造及び設備の基準に関する規則」に示される技術要件に適合するように施設の整備を行う。表4に実施事項の一例を示す。

(※1) 「使用施設等の位置，構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」

表4 使用施設等の位置，構造及び設備の基準に関する規則に対する逐条評価

条項	要件	対応内容
第二条	閉じ込めの機能	<p>現状の施設で規則要件を満足している。</p> <p>放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めるため，化学分析棟内に設置した専用のフード内で取り扱う。</p> <p>化学分析棟内，フード等の核燃料物質を取扱う系統及び機器の排気系統は，排風機により負圧管理し，核燃料物質の拡散防止のためダンパーを設置し，逆流を防止するように維持し，汚染の拡大を防止する。また，フードと貯留槽は，専用の排水管により連結している。</p>
第三条	遮蔽	<p>現状の施設で規則要件を満足している。</p> <p>計算の詳細については次項(3)核燃料物質の使用における線量評価を参照。</p> <p><放射線業務従事者に係る線量限度></p> <p>使用，貯蔵，廃棄に係る人が常時立ち入る場所における1週間あたりの実効線量は，いずれにおいても1週間で1mSv以下となり，告示に定める線量限度を満足する。</p> <p>更に，空気中の核燃料物質の吸入摂取による被ばく線量の複合を評価した場合でも，告示に定める線量限度を満足する。</p> <p><管理区域に係る線量等></p> <p>使用，貯蔵，廃棄に係る周辺監視区域における3月間あたりの実効線量は，いずれにおいても3月間で1.3mSv以下となり，告示に定める線量限度を満足する。</p> <p><周辺監視区域外（敷地境界）の線量限度></p>

		使用、貯蔵、廃棄に係る周辺監視区域における3月間あたりの実効線量は、いずれにおいても3月間で250 μ Sv以下となり、告示に定める線量限度を満足する。
第四条	火災等による損傷の防止	現状の施設で規則要件を満足している。 建物は耐火構造で、壁、柱、床、はり、屋根、階段の材料はコンクリートである。
第五条	立ち入りの防止	現状の施設で規則要件を満足している。 化学分析棟には、人がみだりに立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けている。
第六条	自然現象による影響の考慮	現状の施設で規則要件を満足している。 ・平坦地であり地耐力700~1,000t/m ² のため、地崩れのおそれは少ない。 ・周囲に大きな河川がないこと、海岸線が単調なこと及び海拔5~13m以上の高地のため、浸水のおそれは少ない。 ・使用施設は耐火構造で、主要構造部の材料はコンクリートで堅牢な構造である。
第二十三条	貯蔵施設	核燃料物質を貯蔵するための線源貯蔵箱（金庫）を新設する。 <仕様概略> ・ロックシステム：100万変換ダイヤル式 ・内寸：W450×D355×H1060(mm)
第二十四条	廃棄施設	放射性廃棄物の処理については、次の措置を行うことにより規則要件を満足している。 ・器具洗浄水等の核燃料物質の含有が少ない放射性液体廃棄物は、核燃料物質取扱専用フードの下部に設ける貯留槽に集液後、測定又は評価により、法律で定める濃度限度※以下であることを確認し、排水する。 ・核燃料物質を含む放射性液体廃棄物は固形化し、その他の固体廃棄物と同様に、固体廃棄物貯蔵庫第2棟で保管管理を行う。 ・核燃料物質使用時に発生する放射性気体廃棄物は、核燃料物質取扱専用フードに設置した専用の高性能粒子フィルタ及び既設排気設備の高性能粒子フィルタによって浄化するとともに、他の排気により希釈処理後、建屋外に放出する。また、排気中の濃度を排気口付近にて

		<p>測定又は評価により、法律で定める濃度限度※以下であることを確認する。</p> <p>※：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示別表第一</p>
第二十五条	汚染を検査するための設備	<p>汚染検査設備を整備する。</p> <p><仕様概略></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用施設の出入口付近2箇所に汚染検査室を設ける。 ・汚染検査を行う場所の内部の壁、床その他放射性物質によって汚染されるおそれのある部分は、汚染の広がりを防止できる構造とし、洗浄設備、更衣設備、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。 ・洗浄設備の排水管は、排水設備に連結する。 ・放射線測定器は、定期的に点検を行い、常に正常な機能が維持できる状態とする。

(3) 核燃料物質の使用における線量評価

<概要>

表1および表2に示した核燃料物質の予定使用量を基に、核燃料物質の使用施設・貯蔵施設・廃棄施設に係る「常時立ち入る場所」、「管理区域境界」、「事業所境界」における実効線量率を計算し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）」で定める「管理区域に係る線量等」、「周辺監視区域外の線量限度」及び「放射線業務従事者に係る線量限度」を満足していることを確認した。

<遮蔽計算の基本的な考え方>

- 実効線量率の評価にあたっては、公益財団法人原子力安全技術センターの「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル 2015」（2015年3月発行）に基づき実施した。また、各種パラメータは公益財団法人原子力安全技術センターの「放射線施設の遮蔽計算実務（放射線）データ集 2015」（2015年10月発行）及び公益社団法人日本アイソトープ協会の「アイソトープ手帳 12 版」（2020年3月発行）に記載されている数値を用いた。ただし、パラメータが与えられていない場合は、各種パラメータを外挿及び内挿して算出したものを使用した。
- 核燃料物質は点線源とみなして実効線量の計算を行った。
- γ 線による実効線量の計算については、遮蔽計算データ集に記載されている光子に対する実効線量換算係数と実効線量透過率データを用いて、放射性核種から放出される光子ごとに実効線量率を求め、その和をとる方法を採用した。
- 通常の放射性核種から放出される β 線は数mmのアルミニウムで遮蔽することができる。しかし、 β 線が遮蔽体に入射することにより制動X線が発生するため、 β 線については制動X線を評価した。
- 制動X線の実効線量の計算については、遮蔽計算データ集に記載されている実効線量率定数と実効線量透過率から実効線量率を求める方法を採用した。
- また、遮蔽計算データ集に記載のない放射性核種については、当該核種から放出される β 線ごとに、最大エネルギーよりも大きいエネルギーを持つ代表 β 線核種の中で最も β 線の最大エネルギーが近い核種（置換 RI）を使用して実効線量率を求め、その和をとる方法を採用した。
- 実効線量の計算は手計算で行い、計算過程において算出した実効線量の値は全て四捨五入とし、実効線量の最終合算時には安全側の評価となるように端数切り上げを行った。

<放射線施設の計算パラメータ>

核燃料物質を取り扱う使用施設、貯蔵施設、廃棄施設について、実効線量の計算に係る施設の計算パラメータを表5に示す。

表5 核燃料物質の取り扱いに係る施設の計算パラメータ一覧

	施設名称	評価対象	遮蔽材：厚さ	距離 (m)	時間 (h)
使用 施設	化学分析棟	常時立ち入る場所	—	0.50	40
		管理区域境界	コンクリート：40cm	3	500
		事業所境界 (公道での評価)	コンクリート：40cm	40 (10)	2184
貯 蔵 施設	化学分析棟 貯蔵箱	常時立ち入る場所	鉄板：0.2cm	0.50	40
		管理区域境界	鉄板：0.2cm コンクリート：40cm	3	500
		事業所境界 (公道での評価)	鉄板：0.2cm コンクリート：40cm	40 (10)	2184
廃 棄 施設	固体廃棄物貯蔵庫 第2棟	常時立ち入る場所	鉄板：0.2cm	0.50	40
		管理区域境界	鉄板：0.2cm コンクリート：18cm	150	500
		事業所境界	鉄板：0.2cm コンクリート：18cm	210	2184

<実効線量率の計算結果>

核燃料物質を取り扱う使用施設、貯蔵施設、廃棄施設について、常時立ち入る場所、管理区域境界、事業所境界の実効線量の計算結果を表6に示す。

使用施設、貯蔵施設、廃棄施設から常時立ち入る場所の実効線量を計算した結果については、全て法令限度（常時立ち入る場所：1mSv/週）を下回っている。

また、管理区域境界における実効線量の合計については「 1.95×10^{-14} mSv/3月」、事業所境界における実効線量の合計については「 8.91×10^{-12} μ Sv/3月」であり、いずれも法令限度（管理区域境界：1.3mSv/3月及び事業所境界：250 μ Sv/3月）を下回っている。

表6 実効線量率の計算結果

対象施設	実効線量率		
	常時立ち入る場所 (mSv/週)	管理区域境界 (mSv/3月)	事業所境界 (事業所内公道) (μ Sv/3月)
使用施設 (化学分析棟)	3.39 E-12	1.11 E-16	2.70 E-15 (4.33 E-14)
貯蔵施設 (化学分析棟 貯蔵箱)	1.79 E-10	1.86 E-14	4.55 E-13 (7.28 E-12)
廃棄施設 (固体廃棄物貯 蔵庫第2棟)	1.08 E-10	7.05 E-16	1.58 E-12
合 計		1.95 E-14	8.91 E-12

(4) 使用する標準線源及び測定装置について

α核種分析を実施するにあたり、必要となる標準線源及び測定装置等について、以下に例を示す。

・ α核種分析に用いる標準線源

核燃料物質標準溶液 (トレーサ)	対象核種	分析対象例
U-232	U-238	バイオアッセイ ALPS処理水
Pu-242	Pu-238	
	Pu-239,Pu-240	
	Pu-241	

・ 測定装置の校正に用いる標準線源

測定装置	測定核種	標準溶液
α核種分析装置	Pu-238,Pu-239,Pu-240	Am-241 [※]
誘導結合プラズマ質量分析装置	U-234,U-238	U-238
液体シンチレーション計数装置	Pu-241	Pu-241

※核燃料物質の標準線源ではないが、便宜上同表に記載する。

・ バイオアッセイ分析（訓練含む）に用いる標準線源

分析手法	核燃料物質標準溶液	測定装置
バイオアッセイ（尿）	Pu-239	α核種分析装置
	Pu-241	液体シンチレーション計数装置
バイオアッセイ（便）	U-238	誘導結合プラズマ質量分析装置
	Pu-239	α核種分析装置
	Pu-241	液体シンチレーション計数装置

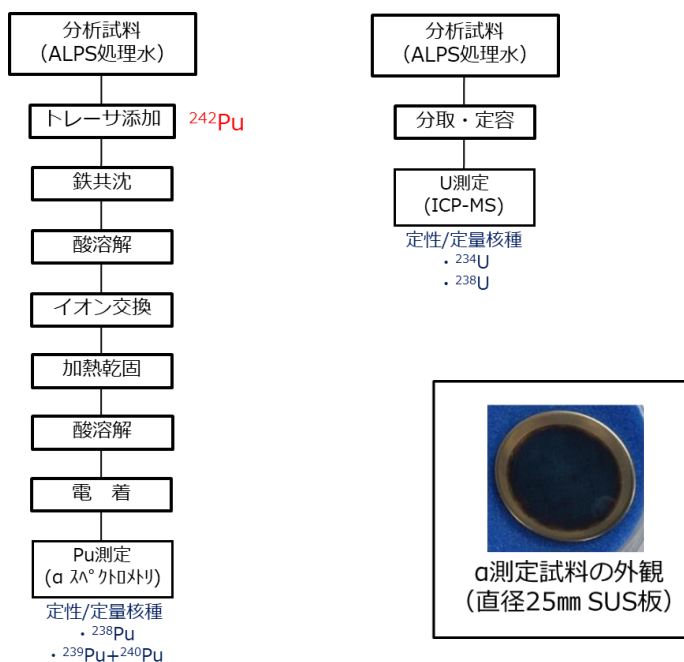
・ α 核種分析に用いる測定装置等

	試料調製装置	分析装置		
装置名称	電着装置	α 核種分析装置 (α スペクトロメトリー)	液体シンチレーション 計数装置 (LSC)	誘導結合プラズマ 質量分析装置 (ICP-MS)
メーカー	東京光電製	セイコー・イージー アンドジー製	日本レイテック製 ※2024年1月1日より社名を 「アロカ株式会社」に改称	アジレント テクノロジー製
装置外観				

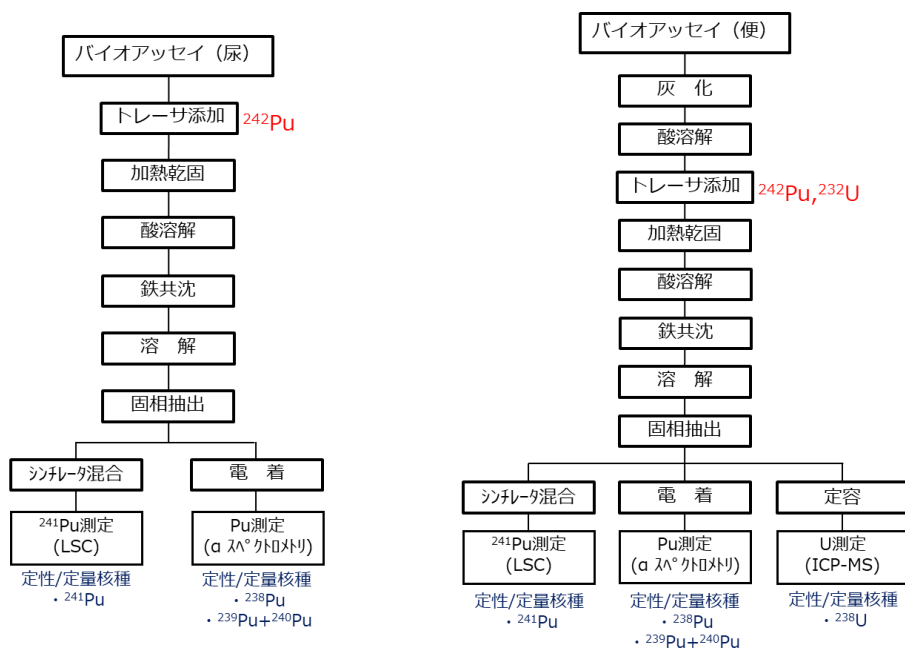
(5) 分析フロー例

化学分析棟において予定している α 核種分析の分析フロー例を示す。ここでは例示として、ALPS 処理水とバイオアッセイのプルトニウムおよびウランの分析フローを示した。

<ALPS 処理水>



<バイオアッセイ>



また、化学分析棟増床部は以下に示す範囲となる。低濃度トリチウム分析エリアとして、地上1階の建屋を化学分析棟地上部の東側に増床する。



以上

指摘事項リスト（まとめ資料へ反映箇所）

2024年1月29日

No.	実施回	指摘事項	回答	反映箇所	ページ番号	回答時期
1	第01回	措置を講ずべき事項 I 章「全体工程およびリスク評価について講ずべき事項」として、バイオアッセイ等を目的としたα核種分析が 1 F で実施できるようになることや、どういったサンプルを対象に何の核種を測定するのか等を記載すること。	I 章を追加し、上記内容を追記。	まとめ資料	新規(I .1～ I .4)	次回に回答
2	第01回	2.8.2対応方針：「瓦礫等の放射性固体廃棄物等」の表現を確認し、わかりやすい表現にあらためること。	より具体的に、「化学分析棟での核燃料物質の使用に伴い発生する瓦礫等の放射性固体廃棄物等」の表現にあらためた。	まとめ資料	I .7	次回に回答
3	第01回	化学分析棟の排水について、RI物質と一般排水を混合して排水しているか否かを確認すること。	RIを含む排水と一般排水を混合して排水している。I .8の「核燃料物質の受け入れから固体廃棄物貯蔵庫への払い出しまでの概念図」に追記。	まとめ資料	I .8	次回に回答
4	第01回	α核種分析について、毎月何件程度実施するのか、凡例を示すこと。	Ⅲ章3.1.2(1)に追記。	まとめ資料	新規(I .15)	次回に回答
5	第01回	核燃料物質の使用量を示し、炉規制法施行令第41条に定める使用前検査等を要する使用施設に該当しないことを示すこと。	Ⅲ章3.1.2(1)に追記。	まとめ資料	I .15	次回に回答
6	第01回	I 章（またはⅢ章）に、固体廃棄物の予想発生量、保管エリアのキャパシティを示し、十分に保管できることや 1 F 全体の廃棄物量に影響を及ぼさないことを記載すること。	Ⅲ章3.1.2(1)に追記。	まとめ資料	新規(I .16)	次回に回答
7	第01回	「第三条 遮蔽」について、取り扱う核燃料物質の使用量等、計算の前提および手法を示し、計算結果を告示に定める線量限度との比較結果を示すこと。	Ⅲ章3.1.2(3)核燃料物質の使用における線量評価として追記。	まとめ資料	I .17	次回に回答
8	第01回	「第四条 火災等による損傷の防止」について、火災報知機の設置を規則要件の一つとして記載する必要があるかについて、確認すること。	「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」を参考とすると、化学分析棟は「使用前検査対象施設」には該当しないことから、火災報知機の設置に関しては規則要件として記載しないこととした。	まとめ資料	I .18	次回に回答
9	第01回	「第二十三条 貯蔵施設」について、防護管理上、線源貯蔵庫の様、写真を資料に示すのが適当かどうかについて、確認すること。	防護管理の観点から、写真、重量等の情報を削除。	まとめ資料	I .18	次回に回答
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						